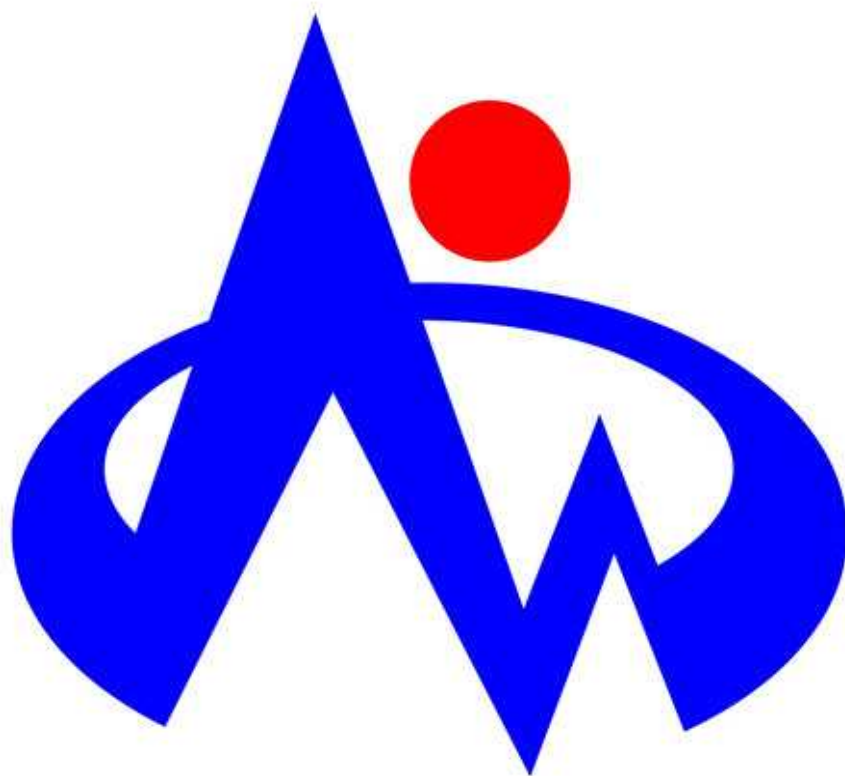


# 南島原市 有機農業推進計画



平成23年3月策定  
長崎県 南島原市

# 目 次

第 1	南島原市有機農業推進計画の策定にあたって		
1	計画策定の趣旨	・・・	P 1
2	計画期間	・・・	P 1
第 2	有機農業の推進にあたっての基本的考え方		
1	推進計画の位置付け	・・・	P 2
2	有機農業の定義	・・・	P 2
第 3	有機農業の現状と課題		
1	現状	・・・	P 2
2	課題	・・・	P 3
第 4	有機農業推進に関する目標	・・・	P 3
第 5	有機農業推進の方策		
1	有機農業に関する技術対策	・・・	P 5
2	有機農業者の育成・支援	・・・	P 5
3	有機農産物の流通促進	・・・	P 6
4	有機農業に対する消費者や農業者等の理解の促進	・・・	P 6
第 6	推進計画の推進体制について	・・・	P 6

## 第1 南島原市有機農業推進計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

農業は、生命の維持と健康で充実した生活の基礎となる食料の生産、供給の機能及び自然環境の保全、良好な景観の形成、水源のかん養など多面にわたる機能を有しています。

本市の農業は、中山間地域等の生産条件の不利な地域を有するものの、作物栽培技術や近代化施設の整備が図られ、長崎県内でも有数の農業生産地帯となっています。

このような状況の中、本市を含む島原半島では、農業生産等に由来する硝酸性窒素による地下水の汚染が懸念されており、農業が基幹産業である本市にとって、農業を核とした環境負荷の低減が求められています。また、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりなどの諸情勢も加わり、化学肥料や化学合成農薬の使用量を削減した環境保全型農業の取組が求められています。

環境保全型農業の中でも有機農業は、原則として化学肥料と化学合成農薬を全く使用しないため、環境負荷の大幅な低減、自然循環機能の増進及び生態系の保全などが期待できるとともに、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応するものであります。

このような中、国においては、有機農業の推進に関する法律（平成18年12月15日法律第112号。（以下「有機農業推進法」という。））を制定し、有機農業推進法第6条第1項に基づき「有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月27日農林水産大臣公表。（以下「基本方針」という。））」を策定しました。これにより、国が有機農業の推進に関する基本理念を明らかにするとともに、有機農業推進のための政策を総合的かつ計画的に講じることとなりました。

一方、長崎県においても、有機農業推進法第7条第1項に基づき、有機農業を推進するために必要な考え方や、具体的な施策の展開方向を示す「長崎県有機農業推進計画」（以下、「県計画」という。）が平成22年7月に策定されており、有機農業を総合的に推進する動きが活発化しようとしています。

このため、本市においても、「南島原市有機農業推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、本市の有機農業推進の方向性を示すとともに、有機農業の理解増進及び取組支援を図るための啓発等に努めるものとします。

### 2 計画期間

この推進計画は、概ね5年間を対象に策定しておりますが、農業を取り巻く社会情勢や状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適宜検討することとします。

## 第2 有機農業の推進にあたっての基本的考え方

### 1 推進計画の位置付け

この推進計画は、有機農業推進法第4条及び基本方針第2の2の(4)に基づくものとして位置づけます。

### 2 有機農業の定義

有機農業推進法では、第2条において、有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いておこなわれる農業」と定義されています。

この推進計画において、有機農業とは、有機農業推進法に準拠するものとして定義するとともに、有機農業を環境保全型農業の取組みの一つとして位置づけます。

## 第3 有機農業の現状と課題

### 1 現状

長崎県における有機農業の取組は、慣行栽培と比較して生産者及び栽培面積がともに少なく、取組み者数が慣行栽培の0.5%台にとどまっている状況です。(県計画より)

要因としては、有機農業が慣行栽培と比較して労力や生産コストがかかることに加えて、そのことについて消費者などの理解が十分には進んでいないため、必ずしもコストに見合った価格で販売することができないなど販売面における課題があるため、農業者が容易に取組みにくい状況となっています。

また、有機農業は、原則、化学肥料と化学合成農薬を使用しない栽培を基本とするため、病虫害の防除や土づくりなどの技術が必要となってきますが、多くの作物で栽培技術が確立しておらず、収量や品質が天候に左右されるため不安定であるといった技術的な課題があります。

このような状況の中、本市では、平成21年12月現在、52戸の農家が作付面積約28haの圃場において有機JASの認定<sup>(1)</sup>を受け、有機農業に取り組んでいます。(表1)

表1 有機農業の取組状況

	有機JAS認定 (注1)	市全体(注2)	市全体に占める 割合
農家数	52戸	3,578戸	1.5%
作付面積	28ha	3,248ha	0.9%

(注1) 農林課調べ(平成21年度)

(注2) 農林業センサス(平成22年度概数値)

- ( 1 ) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 14 条第 2 項の登録認定機関が有機農産物などの生産行程管理や製造業者を認定し、認定を受けたものだけが有機農産物や有機加工品について、有機 JAS 規格に適合しているかどうかを格付けし、有機 JAS マークを貼ることができる

しかし、有機 JAS の認定を受けずに有機農業に取り組んでいる生産者もいるといわれていて、実数については把握できていない状況です。

また、有機農業により生産される主な農産物としては、たまねぎ、ばれいしょなどの根ものを中心に栽培が行われています。（表 2）

表 2 有機栽培作物状況

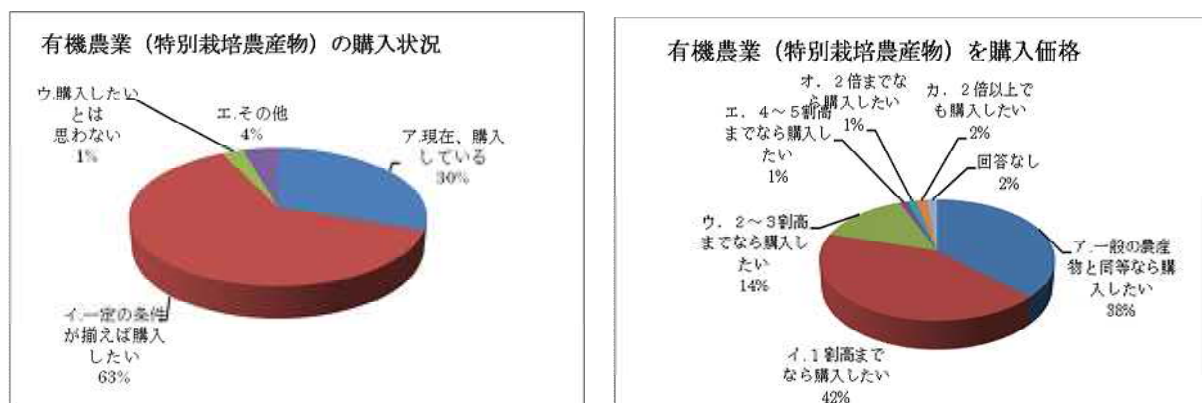
たまねぎ、ばれいしょ、いんげん、トマト、みかん、水稻 など
-------------------------------

農林課調べ

一方、消費者の有機農業の購入状況はというと、有機農業について知ってはいるものの、慣行農産物と比較して近隣に有機農産物を購入する場所がない・高価などの理由により購入状況は低い状況にある。（表 3）

表 3 有機農業（特別栽培農産物）に関するアンケート調査結果

（平成 22 年 11 月 南島原市有機農業推進協議会協力のもと  
フェア出店時 300 名の一般消費者に対しアンケート実施。）

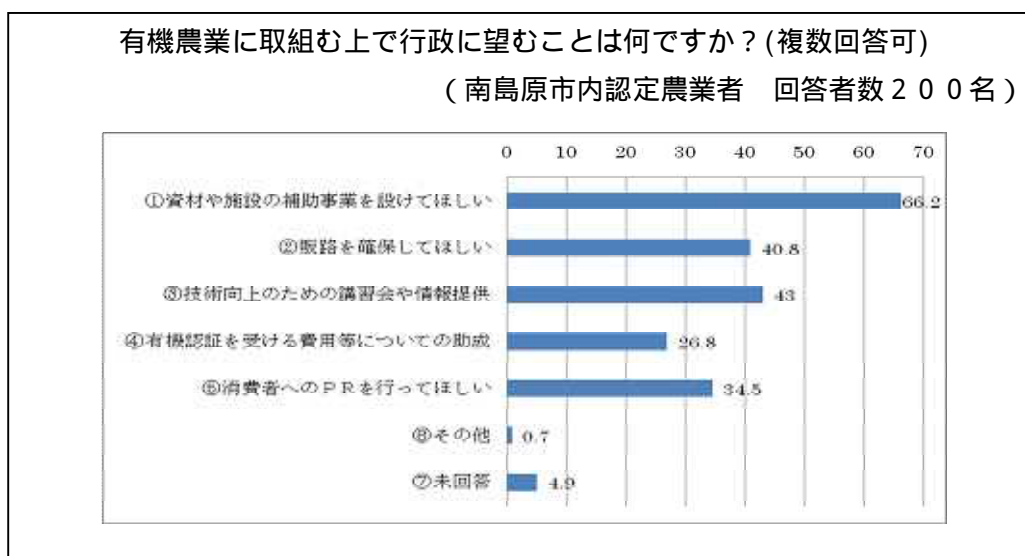


## 2 課題

本市では、有機農業の実態を把握するため、平成 19 年 7 月から 9 月にかけて認定農業者を対象に有機農業に関するアンケート調査を実施しました。

アンケートの結果では、資材・施設への補助、販路の確保、技術向上のための講習会等開催に伴う情報提供の必要性など、今後の有機農業を推進するためには、総合的な支援が必要であると明らかとなりました。（表 4）

表4 有機農業に関するアンケート調査結果（平成19年7月 南島原市実施）



また、本市における有機農業への取組は、一部の組織によって支えられ、それ以外の組織では希薄であるため、有機農業の取組み農家数は伸び悩んでいる状況です。

このように、有機農業は様々な課題を抱えていますが、本市の有機農業振興のためには、こうした課題に対応しながら、市内の農業者組織や農業者が有機農業に取り組みやすい環境づくりが必要です。

#### 第4 有機農業推進に関する目標

前述の課題と現状を踏まえ、本市では、今後10年後の目標次のとおり定め、有機農業の推進を図ります。（表5）

表5 有機農業推進の目標

項目	現状 (H21)	目標		目標設定の 考え方
		5年後	10年後	
有機JAS農家数(戸)	52	57	62	
有機JAS認証圃場面積(ha)	28	31	33	
有機農業の趣旨を理解している消費者の割合(%)		40	60	

## 第5 有機農業推進の方策

前述したとおり、本市における有機農業の取組は一部組織の取組みにとどまっている状況ですが、消費者の価値観が多様化する中で、有機農産物への関心は高まっています。

また、このような状況の中、将来的に有機農業を志向する農業者も増加していくと考えられます。

このため、本市においては、有機農業を志向する農業者が容易に取組めるよう、下記の4項目の展開方向を定め有機農業を推進します。

- 1 有機農業に関する技術対策
- 2 有機農業者の育成・支援
- 3 有機農産物の流通促進
- 4 有機農業に対する消費者や農業者等の理解の促進

### 1 有機農業に関する技術対策

有機農業者の中には、農業者独自の技術を用いて安定的に有機農産物を生産している農業者がいる一方、栽培技術に悩みを抱えながら取組んでいる農業者もいます。

このため、農業者が有機農業に容易に取組めるようにするには、既に取り組まれ一定の成果を挙げている有機農業者や関係機関に協力を仰ぎながら、有機農業に関する栽培技術の情報提供をする必要があります。

そこで、有機農業者との意見交換会等を開催するとともに、有機農業者間の情報交換や情報の共有化を促し、有機農業に取り組みやすい環境の創出に努めます。

また、有機農業者や関係機関と連携を図りながら、技術体系の構築に努めます。

### 2 有機農業者の育成・支援

農業者が有機農業に取り組むに当たり、はじめから経営全体を有機農業のみ取組み始める場合には様々な課題があることから、慣行栽培からエコファーマー<sup>(3)</sup>・特別栽培<sup>(4)</sup>・有機農業へと段階的に取り組む必要があります。また、慣行栽培で既に行っている農業者については、経営全体を有機農業に転換するのではなく、経営の一部(品目ごと)から段階的に導入していくことも必要です。

そのため、関係機関と協力し、有機農業の技術や知識等を習得するための研修会、フォーラムや現地検討会、視察研修等を開催し、有機農業を目指す農業者や新規参入者への支援を図ります。

(3) エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第110号)に基づき、長崎県が定める指針により・堆肥等の施用技術・化学肥料低減技術・化学農薬低減技術の3つの技術を全て導入する計画を策定した農業者を知事が認定するもの

- ( 4 ) 特別栽培とは、特別栽培農産物の略称であり、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成4年10月1日4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知)に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用量を慣行基準の5割以上減にして栽培された農産物

### 3 有機農産物の流通促進

有機農産物は流通量が少なく、流通経路も様々であることから、有機農産物を求める消費者が入手困難な状況となっています。

それに加えて、新規有機農業者や取組み面積の拡大のためには、慣行栽培と比較してコストに見合った価格で有機農産物を売ることができる販路の確保が重要となります。

このため、有機農業者のサポート組織(有機農産物を積極的に購入・消費していただく消費者グループ等)の増加を目指す等、有機農業者と流通業者や実需者との連携を支援し、有機農産物の流通を広げる取組みを推進します。

また、関係機関・関係団体と連携を図りながら、「食育」「地産地消」を通じ、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大への取組を推進します。

なお、市が有機JAS認定に係る経費の一部を補助することにより、有機JASの認証取得を促し、有機農産物の流通促進を図ります。

### 4 有機農業に対する消費者や農業者等の理解の促進

有機農業を推進するには、有機農業に対して正しく理解することが重要ですが、農業者や消費者の理解は十分とはいえない状況にあります。

このため、意見交換会など消費者と有機農業者が交流する場の創出などに努め、消費者の有機農業に対する理解と関心の増進を図ります。

## 第6 推進計画の推進体制について

この推進計画を実施していくためには、長崎県、農業協同組合、有機農業者及びその他関係団体等との連携を図りながら、総合的に推進することが必要です。

本市では、平成20年6月に市内における有機農業の普及・推進を目的として、南島原市農林課、島原振興局農林水産部、島原雲仙農業協同組合、有機農業者などで組織する「南島原市有機農業推進協議会」を設立しており、今後、この協議会において、推進計画に基づく有機農業の推進を図ることとします。



# 推進体制イメージ図

